

## 大阪府環境保全活動補助金事業について

## 1. 今後の大阪府環境保全活動補助金事業の考え方

- 当事業の「団体の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、先進的で他の模範となる環境保全活動に対し補助する」という趣旨を踏まえ、申請団体・申請事業の新規性・先進性を基本としつつ、申請事業の発展性等の内容をより重視した補助制度として運用する。
- 環境活動に取り組む民間団体の質的・量的充実を図ることを目指し、同一の団体に対する補助は3回を基本とし、その補助事業の効果・実績を審査で十分に検証した上で、効果が認められる場合に同一の団体への補助を行う。

## 2. 改正案

## (1) 大阪府環境保全活動補助金交付要綱

- 補助期間（交付要綱第4条）

現行	同一の団体に対する補助は、3年間もしくは3回を限度とする
改正案	同一の団体に対する補助は、原則3回を限度とする

- 申請様式（交付要綱第5条）

- ・ 過去に補助した事業で評価を受けていない事業が3回に達した団体からの申請様式（継続団体用）として、過年度の補助事業実績報告書を新たに追加する。（別紙1）
- ・ 団体に関する調書（様式第4号）の「活動実績」欄に「他機関の補助、助成、委託等を受けた実績についても記入すること」を注釈として記載する。（別紙2）

## (2) 大阪府環境保全活動補助金の審査基準について

- 審査方法

《現行》

審査項目	評価の基準	配点
①事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
②事業内容の先進性	・他の模範となるような先進性が認められるか	5
③事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
④事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、適切かつ効果的な手法が認められるか	5
評価点合計		20

《改正案》

【3回までの団体（スタートアップ団体）】

審査項目	評価の基準	配点
①事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
②事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
③事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・前回補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか	5
小計		15
④加点項目	・上記以外に、他の模範となるような先進性もしくは発展性など、特筆すべき内容があるか	5
評価点合計		20

評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。（評価点小計の平均値が8点に満たないものは不採択）

① 「事業内容の先進性」を加点項目に変更

本補助事業開始から16年が経過し、民間等が実施する環境保全活動内容はさまざまな分野に及んできたことから、新規性・先進性を基本とするものの発展性もあわせて幅広い活動を補助するため、「他の模範となるような先進性もしくは発展性」を加点項目に変更する。

② 「事業手法の適切性」の評価基準について、具体的に記載及び過去の補助事業の評価の追加

- ・ 「事業手法の適切性」の評価の基準をより具体的にするため、「計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか」に変更
- ・ 過去に補助した事業の評価を審査に加えるため、「事業手法の適切性」の評価の基準に「過去に補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか」を追加し、過去に補助した事業がある団体の申請に対する審査に適用する。

③ 評価点の下限値の変更

採択の判断をする評価点の下限値を「評価点合計の平均値10点」から「評価点小計の平均値8点」に変更する。

④ 審査書類に「事業成果報告書(様式8号)」を追加

過年度に本補助金を受けた団体に対する審査では、精算に際し提出する「事業成果報告書(様式第8号)」を審査書類に追加する。

【4回目以上の団体（継続団体）】

審査項目		評価の基準	配点
3 回分 に 達 し た 団 体 の み （ 未 評 価 の 補 助 事 業 が 過 去 に 補 助 し た 事 業 の 評 価	①事業計画の実行性	・過去に補助した事業（3回分）が計画通り実施され、目標を達成するために十分な活動が行われたか	5
	②事業の効果	・過去に補助した事業（3回分）が環境問題、課題解決に対する効果をあげたか	5
申 請 事 業 の 評 価	③事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
	④事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
	⑤事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・前回補助した事業がある場合は、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか（「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合を除く）	5
	小計	「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合	2 5
		「申請事業の評価」 のみの場合	1 5
	⑥加点項目	・活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動のステップアップが見込まれるか。	5
評価点合計		「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合	3 0
		「申請事業の評価」 のみの場合	2 0

- ・ 過去に補助した事業の評価を合わせて行った場合は、小計（補正前）および評価点合計（補正前）に3分の2を乗じて補正を行い、その点数をそれぞれ小計および評価点合計とする。
- ・ 評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。（評価点小計の平均値が8点に満たないものは不採択）

① 補助した事業(過去3回分)の評価(未評価の補助事業が3回分ある団体のみ)

過去に補助した事業の3回分を一つの評価期間として評価を行う。「事業計画の実行性」「事業の効果」の2つの評価項目とし、各5点とする。過去に補助した事業で評価を受けていない事業が3回分に達した場合、本評価を行う。

**② 今回申請する事業の評価**

今回申請する事業の評価として、「事業内容の環境の保全・創造への寄与」「事業内容の波及効果など成果の府民への還元性」「事業手法の適切性」を評価項目とする。また、「活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動のステップアップが見込まれるか」を加点項目とし、各5点とする。

**③ 評価点の補正**

過去に補助した事業の評価を合わせて行う審査のみ、小計（補正前）および評価点合計（補正前）に3分の2を乗じて補正を行い、その点数をそれぞれ小計および評価点合計とする。

**④ 評価点の下限值**

評価点小計（過去に補助した事業の評価を合わせて行う審査の場合は3分の2を乗じた補正後の値）の平均値が8点に満たないものは不採択とする。